

## 有事避難協定を締結

### 八戸市と光星学院

## 体育館一時避難場所に



協定を締結し、握手する小林眞市長(左)と法官新一理事長＝14日

八戸市と学校法人光星学院(法官新一理事長)は14日、有事の避難に関する協定を締結した。市内で震度6以上の地震が発生または大津波警報が発表された場合、同法人が所有する八戸学院光星高体育館と八戸学

院大総合体育館を一時避難場所として使用できるという内容。市が教育機関と災害協定を結ぶのは初めて。2012年に青森県が公表した新たな災害津波浸水想定区域によると、市内の浸水想定区域は従来の約5

倍に拡大。避難対象者も約3万人から7万8千人に増えるため、さらなる避難場所の確保が必要となり、市側が同法人に提案した。2施設の収容可能人数は、同高が378人(約1080平方メートル)、同大が448人(約1280平方メートル)。この日、市庁で開かれた調印式では小林眞市長と法官理事長が協定書に署名。小林市長は「協定は防災対策の強化につながる。地域の安心安全の確立に向けて意義深い」と強調。法官理事長は「地域の学校として大きな災害の発生時に少しでも協力したい」と述べた。また、小林市長は取材に対し、民間と連携して避難場所を増やしていく意向を示した。(玉川那津美)